

さいたま市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8月 13日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第95号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(出納員等及び現金取扱員等の収納事務)

第26条 出納員等及び現金取扱員等は、収入金及び歳入歳出外現金（以下この条において「収入金等」という。）を収納したときは、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）別表第2(2)ケに規定する出納員領収印又は同表(2)コに規定する現金取扱員領収印を押印の上、領収書を納入に交付しなければならない。ただし、金銭投入の方法により機器を利用して収納する場合であって、領収書の交付が困難であるとき又は出納員等及び現金取扱員等の口座に収入金等が振り込まれたときは、この限りでない。

2・3 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
出納室出納課	[略]	会計管理者が命じる <u>収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管</u>
[略]		

改正前

(出納員等及び現金取扱員等の収納事務)

第26条 出納員等及び現金取扱員等は、歳入金を収納したときは、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）別表第2(2)ケに規定する出納員領収印又は同表(2)コに規定する現金取扱員領収印を押印の上、領収書を納入に交付しなければならない。ただし、金銭投入の方法により機器を利用して収納する場合であって、領収書の交付が困難であるときは、この限りでない。

2・3 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
出納室出納課	[略]	会計管理者が命じる <u>収入金の収納</u>
[略]		

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。